

愛知県立中川商業高等学校同窓会会則

学校内に担当職員をおき、つねに会との連絡をはかる。

(会 則)

第1条 本会は愛知県立中川商業高等学校同窓会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、愛知県立中川商業高等学校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は会員名簿及び会報等の発行、その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第4条 本会の事務局は愛知県立中川商業高等学校に置く。

第5条 本会の会員はつぎの通りとする。

1. 正会員は愛知県立中川商業高等学校の卒業生とする。
2. 準会員は愛知県立中川商業高等学校の在校生とする。
3. 特別会員は愛知県立中川商業高等学校の教職員及び旧職員とする。

正会員は規定の入会金及び会費を納めなければならない。

第6条 1. 本会は次の役員を置く。

- | | | |
|-----------|-------|-------------------------|
| (1) 会 長 | 1名 | 総会及び幹事会において正会員の中から選出する。 |
| (2) 副 会 長 | 20名以内 | } 会長が委嘱する。 |
| (3) 理 事 | 20名以内 | |
| (4) 書 記 | 2名 | |
| (5) 会 計 | 2名 | |
| (6) 監 査 | 2名 | 総会及び幹事会において正会員の中から選出する。 |
| (7) 相 談 役 | | 会長・副会長経験者。 |
| (8) 幹 事 長 | 1名 | 常任幹事会において常任幹事から選出する。 |
| (9) 常任幹事 | | 各卒業期毎に2名、会長が委嘱する。 |
| (10) 幹 事 | | 各卒業期毎に、若干名選出する。 |

2. 役員の仕事

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会長の仕事を代行する。
- (3) 理事・相談役は会務に協力し、補佐をする。
- (4) 書記は会の記録等をとどめ、本会の一切の事務処理に当たる。
- (5) 会計は本会の経理を担当し、監査は会計を監査する。
- (6) 幹事長は幹事会を統括する。

(7) 常任幹事は幹事を代表し、役員会に出席し、会運営の執行に当たる。

(8) 幹事は会計及び監査の任務以外のすべての会運営の執行に当たる。

3. 役員任期

役員任期は2年とする。役員は任期満了後も会運営の執行を継続しなければならない。ただし、再選は差し支えない。

役員に欠員が生じた場合には、直ちに補欠選挙を行う。

その任期は前任者の在任期間とする。

第7条 1. 総 会

総会は本会の最高機関であり、幹事会の決議により隔年開催を原則とし、会務等の報告をし、会の運営に関し重要な事項はこの承認を得なければならない。

この開催及び議題等に関しては、全会員に通知されなければならない。

議会の議決は出席した正会員の多数決による。書面による出席及び議決参加は差し支えない。

2. 臨時総会

幹事会において特に必要と認めた場合、あるいは会員からの多数の請求があったときは、臨時総会を開かなければならない。

第8条 1. 役員会は必要に応じ会長がこれを招集し、本会の目的を達成するために必要な諸種の原案作成及び総会、幹事会運営の執行機関とする。

2. 常任幹事会は必要に応じ幹事長が会長の委嘱を受けこれを招集し、本会の目的を達成するために必要な運営を助ける補佐機関とする。

3. 幹事会は臨時役員がこれを招集し、本会の目的を達成するために必要な運営を行う実行機関とする。

第9条 1. 本会の収入は入会金、会費、寄付金及びその他の収入であり、支出は収入の範囲内で行われる。

2. 正会員は入会と同時に入会金を納入しなければならない。入会金はつぎの通りとする。

入会金 5,000円

3. 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第10条 本会に顧問を置くことができる。

顧問は会長経験者及び幹事会がこれを委嘱する。

第11条 会員は連絡先に変更があるときはその都度本会（事務局）に通知するものとする。

第12条 本会会則を改正する必要があるときは総会において出席した正会員の3分の2以上の同意をもって行われる。

第13条 本会則の施行に必要な細則、又は内規は役員会がこれを定める。

付 則 本会則は昭和41年施行

昭和42年一部改正

昭和43年一部改正

昭和49年一部改正

昭和52年一部改正

昭和55年一部改正

昭和62年一部改正

平成元年一部改正

平成7年一部改正

平成11年一部改正

平成26年一部改正